

保安林予定森林について

下記の森林を保安林予定森林としたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により掲示する。

令和 8 年 9 月 1 日

島根県知事 丸山 達也

1 森林の所在場所

別添県報のとおり

2 保安林予定森林の告示年月日及び番号

令和 8 年 9 月 1 日

島根県告示第 5 0 3 号

保安林予定森林告示附属明細書
(令和8年9月1日 島根県告示第503号附属)

1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町富田 2613－1、2613－14、2614、2615－1、2618－1、2618－2、2619－1、2619－3

2 指定の目的

水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 次の森林については、保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、令和18年3月31日までにを行う伐採については、イにかかわらず伐採することができる。

広瀬町富田 2613－1、2614、2618－1、2618－2、2619－1： 所在の森林

エ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度

ア 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、**松江地区単位区域（安来市、松江市）の水源^{かん}の涵養**のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときはその集団、以下アにおいて同じ。）について、植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐採期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に、前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

イ 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、**20**ヘクタールとする。

ウ (3)に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合（(3)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

全部： 100分の40

$$\frac{V_o - V_s \times 7}{V_o} \div 10$$

V_o は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

- エ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(3) 植栽

- ア 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満 1 年生以上の苗を、おおむね、1 ヘクタール当たり次に掲げる植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ知事に協議し当該協議の同意がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

全部 : スギ (2,400 本)、ヒノキ (2,200 本)、マツ (2,400 本)、ナラ・シイ・カシ・サクラ・その他高木性広葉樹 (2,400 本)

- イ 択伐により伐採をすることができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満 1 年生以上の苗を、おおむね、1 ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

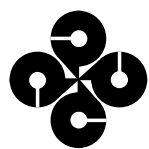
ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ知事に協議し当該協議の同意がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

全部 : スギ (2,400 本)、ヒノキ (2,200 本)、マツ (2,400 本)、ナラ・シイ・カシ・サクラ・その他高木性広葉樹 (2,400 本)

附 記

- 1 同一単位とされる保安林等において、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積（保安林の面積の移動等により変動することがある。）は、各伐採年度の前年度 2 月 1 日に島根県ホームページにより公表し、その年度内における伐採面積の移動については、6 月 1 日、9 月 1 日、12 月 1 日にそれぞれ島根県ホームページにより公表する。
- 2 伐採種を定めない森林においてする主伐は、皆伐によることができる。
- 3 標準伐期齢

スギ	40 年	クヌギ	15 年
ヒノキ	45 年	その他の針葉樹	45 年
アカマツ、クロマツ	35 年	その他の広葉樹	25 年



島根県報

令和8年9月1日（火）

第 7 5 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農地を利用する権利の設定に関する裁定（3件）	（農 業 経 営 課）	2
土地改良区の役員の退任の届出	（農 村 整 備 課）	4
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ ” ）	5
電線共同溝を整備すべき道路の指定	（道 路 維 持 課）	7

【公 告】

令和8年度後期技能検定試験の実施	（雇 用 政 策 課）	7
------------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県第7期全県域WAN構築運用保守業務の調達に係る随意契約の相手方等	（情報システム推進課）	11
-------------------------------------	-------------	----

【雑 報】

公益信託しまね女性ファンドの令和7年度の信託事務及び信託財産の状況	（女性活躍推進課）	12
-----------------------------------	-----------	----

島根県告示第501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

松江市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

周藤 博美 松江市西忌部町1789

島根県告示第502号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町都賀行790-12、790-13

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

都賀行790-12・790-13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第503号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町富田2613-1、2613-14、2614、2615-1、2618-1、2618-2、2619-1、2619-3

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第504号

令和8年島根県告示第427号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和8年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町八川679、2436－1	糸原 茂
仁多郡奥出雲町八川679、2436－1、2436－13、2825	山内 健一
仁多郡奥出雲町八川679、2436－1、2825	部田 昭岳
仁多郡奥出雲町八川679、2436－1、2437－1、2825	梅木 力一
仁多郡奥出雲町八川1199	小林 徹
仁多郡奥出雲町八川1220、1243、1248、1249、1250、1251、1252、1253、1254、2559－3、2559－5	糸原 トミヨ
仁多郡奥出雲町八川2365－10	部田 和男
仁多郡奥出雲町八川2365－10、2365－88、2365－92から2365－94まで	戸藏 義盛 藤原 克成 堀江 時雄
仁多郡奥出雲町八川2365－10、2365－88、2365－92から2365－94まで、2377－7	部田 一夫
仁多郡奥出雲町八川2365－92から2365－94まで	堀尾 和男
仁多郡奥出雲町八川2377－12	小川 サダヨ 部田 邦雄
仁多郡奥出雲町八川2437－1	荒木 正 糸原 茂 糸原 恵美子 山内 佳子 山内 健一